省令

○総務省令第百三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項中「附則第十八条の五第二項第一号」を「附則第十八条の五第一項第一号」に改める。

附則第二十条第五項を次のように改める。

5　政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

第一号の三様式中

「

株式等の譲渡	未公開分	(11)
	上場分	(12)
上場株式等の配当		(13)

」

を

「

一般株式等の譲渡		(11)
上場株式等の譲渡		(12)
上場株式等の配当等		(13)

」

に改める。